医学部・歯学部・薬学部における課外活動について

令和 2 年 7 月 3 日
医学部長
歯学部長
薬学部長

１． 霞地区の学生に係る課外活動については、原則として本学の新型コロナウイ
ルス感染拡大防止のための行動指針にしたがって段階的に再開することとする。

参考：本学の新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動指針
【7 月 1 日以降】レベル 1.5(要注意)(一定程度の活動制限)の課外活動の内容
●「新しい生活様式」による感染防止行動の遵守
●感染防止策を含む活動計画等をあらかじめ届け出て許可を得たものについ
て、限定的に実施

２． ただし、臨床実習（病院・診療所・薬局等の中で実施される実習）に参加する
学生については、当該臨床実習の開始前２週間から終了後２週間までは、オンラ
イン以外の課外活動を禁止する。

3. 課外活動を目的とした霞キャンパスにおける講義室の使用については、3 密
を避けた対面授業を実施する上で多くの講義室を確保しておく必要があることか
ら、土日祝日及び休業期間を含めて、当面の間、不可とする。

4. 臨床実習に参加する学生については、本学東広島キャンパスのサークル団
体における課外活動についても、２．と同様の運用とする。

以上